

計量法関係手数料		金額 (R8.4.1施行) (円)
【検 定】		
1. タクシーメーター		630
2. 質量計		
イ. 非自動はかり		
(1) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであってひょう量が1t以下のもの		
ひょう量が30kg以下のもの		1,050
ひょう量が100kg以下のもの		1,250
ひょう量が250kg以下のもの		1,650
ひょう量が500kg以下のもの		2,050
ひょう量が500kgを超えるもの		2,350
(2) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの		
ひょう量が10kg以下のもの		120
ひょう量が10kgを超えるもの		190
(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの		
ひょう量が5kg以下のもの		150
ひょう量が20kg以下のもの		190
ひょう量が50kg以下のもの		250
ひょう量が100kg以下のもの		340
ひょう量が250kg以下のもの		520
ひょう量が500kg以下のもの		900
ひょう量が1t以下もの		1,550
ひょう量が2t以下のもの		2,810
ひょう量が5t以下のもの		7,180
ひょう量が10t以下のもの		8,960
ひょう量が20t以下のもの		13,300
ひょう量が30t以下のもの		16,500
ひょう量が40t以下のもの		22,200
ひょう量が50t以下のもの		24,500
ひょう量が50tを超えるもの		42,300
最小目量又は表記された感量がひょう量の一万分の一未満のものにあっては、(1)から(3)までに掲げる金額の2倍の額とする。		
ロ. 分銅		
表す質量が200g以下のもの		30
表す質量が200gを超えるもの		220
ハ. おもり		
表す質量が5kg以下のもの		30
表す質量が20kgを以下のもの		100
表す質量が20kgを超えるもの		290

計量法関係手数料		金額 (R8.4.1施行) (円)
【検 定】		
3. 体積計		
イ. 水道メーター		
口径が25mm以下のもの		120
口径が40mm以下のもの		180
口径が100mm以下のもの		1,200
口径が100mmを超えるもの		1,650
ロ. 燃料油メーター		
(1) 微流量燃料油メーター		590
(2) 簡易燃料油メーター		1,550
(3) 自動車等給油メーター又は小型車載燃料油メーター		2,050
(4) 大型車載燃料油メーター又は定置燃料油メーター		
口径が30mm以下のもの		2,600
口径が30mmを超えるもの		3,400
ハ. 液化石油ガスメーター		6,400
4. アネロイド型圧力計（アネロイド型血圧計を除く。）		
計ることができる最大の圧力が50MPa以下のもの		130